

租税・財政学分野へのPBL活用について

笹川篤史

Abstract

The objective of this paper is to discuss the development of education to tax of PBL. Also, seems to have advanced in business administration courses business training system, such as business games, for active learning in general, the introduction of PBL to the social sciences field, and take rate economy, in law and political science system It is pointed out and low. Analysis of practices in public policy areas, study about the cause case studies is low, based on a joint seminar presentation that was carried out this time, this article examines the challenges of PBL in public finance and tax policy.

Keywords: PBL, tax education, public finance

キーワード：PBL，租税教育，財政学，課題解決型学習，アクティブラーニング

1. はじめに

Project Based Learning (以下、「PBL」という。)については、中央教育審議会¹及び社会人基礎力に関する研究会²においても取り上げられ、「学士課程教育の構築に向けて(答申)」³において「課題解決・探求型学習などをとり入れる」とされたこともあり、PBLが注目されている。組織的実践が

1 中央教育審議会大学分科会 制度・教育部会(2008, 24頁)

2 社会人基礎力に関する研究会(2006)

3 中央教育審議会(2008, 24頁)

行われている⁴一方、金川（2011）が指摘するように、「大半の教員は、授業の過程においていかなる方法でアクティブ・ラーニングを進めていくのか、という点について試行錯誤を繰り返している」と思われる⁵。

特に、社会科学系分野へのPBLの導入は、ビジネス実習、ビジネスゲームといった経営学系科目で進んでいる⁶ように思われ、また、アクティブラーニング全般については、経済、法・政治学系統での履修率が低いとの指摘（河合塾、2013、29,31,33,133頁）⁷がある⁸。

一方、平成23年度税制改正大綱では社会人となる手前の大学等における租税教育の充実が指摘されており⁹、PBLが有効ならば、租税教育に取り入れられていくべきとも考えられる。

他の学部比べて租税政策、財政学を扱う機会の多いと思われる経済、法・政治学系統でのPBLの導入が発展途上である¹⁰ならば、租税政策、財政学

4 組織的実践実践事例の研究として、山地・川越（2012）参照。

5 アクティブラーニングについては教育再生実行会議（2013）においても触れられている。

6 武蔵野大学経済学部においては「経営学科にはPBLを含む高次のアクティブラーニングが多い」（河合塾編著、2013、228頁）とのヒアリング結果がある。

7 河合塾の調査における「課題解決を目的としたアクティブラーニング科目（高次のアクティブラーニング）」にはPBLだけでなく、ものづくりも含まれている（河合塾編著、2013、21頁）が、ものづくりを行う可能性の少ない文系ではほぼPBLとイコールの関係と考えられる。

8 「社会人基礎力を育成しようとするならば、PBLが有益」（齊藤、2010、192頁）との意見もあり、PBLが社会人基礎力育成に有効であるならば、導入状況に違いがある場合、将来的に学部や学科によって学生の能力に差が生じる可能性が考えられる。また、PBLを活用した就業力育成に関する実証分析については、浅井・稲村・中井・千代原（2011）参照。

9 平成23年度税制改正大綱 6頁

10 問題基盤型学習（Problem-Based Learning）として導入の進んでいる医学系の国家試験である医師国家試験では、症例から適切な治療方法を選択するといった問題基盤型学習と親和性のある問題がある一方、同じ選択式の公的試験である公務員試験の経済科目や法律科目を見ると、知識の正誤を問う問題が中心であり、事例に基づいた課題に対して適切な対応を選ぶといった問題が見当たらない。また、ファイナンシャルプランナー試験の中にはタックスプランニング課目があるが、税額の計算や税法の適用に関する知識を問うものであり、具体的な提案を選択するといった問題は見当たらなかった。経済学分野で見れば、例えばデフレについてはその原因、対応について議論があり、正解を選ぶ設問が難しいといったことや、金融政策が選挙の争点になる場合、現実の政策課題を公的な試験問題として出題することも困難が伴うと思われる。

分野における PBL の導入についても発展途上と考えられる¹¹。PBL が効果的であり、租税・財政を扱う経済学系での導入が発展途上であるならば、その導入について検討する必要があると思われる。このため、公共政策分野における実践例の分析、研究事例が少ない原因についての検討、今回実施した合同ゼミ発表会を踏まえ、租税政策、財政学分野における PBL 実践の課題等について検討を行った。また、「アクティブラーニングを『導入しやすい科目』と『導入しにくい科目』がある」（河合塾，2011，280頁）とされているが、その背景や理由について論じたものは見当たらないことから、学問分野間の比較についてもあわせて考察を試みた。

2 . PBL に関する先行研究

(1) PBL の概念整理

PBL は「企業や社会の実際の課題について、その解決策を検討する学習方法」（社会人基礎力に関する研究会，2006）とされているが、PBL としての要件について確立されたものはないと思われる。柳原（2011）は以下の、三重大学教育学部 PBL 教育研究プロジェクト（2008）の「教育学部独自の 3 つのガイドライン」を用いており、本稿も念頭に置いて検討を進めていく。

学習者の主体的な学習を促している

ある問題を解決する、もしくは、あるプロジェクトを完成させるといった、「問題解決事態」の中で学習を進めている

集団での問題解決活動が含まれている

また、三重大学高等教育創造開発センター（2011）が PBL 教育を 4 つのタイプ（問題提示型 PBL，問題自己設定型 PBL，プロジェクト型 PBL，実

11 藤木（2011）は「通常、課題解決型学習には、地域や工場などを対象としたフィールド調査が向いていると考えられがちである」「経済原論や思想・哲学などの抽象的な内容を取り扱う講義にこそ、課題解決型の可能性が存在しているのではないだろうか」と指摘している。

地体験型 PBL) に分類しており、以下はこの分類にならって検討を進めることとしたい。

(2) 学問分野別の PBL 導入状況

学問分野別の PBL 導入状況については、溝上 (2007)、柳原 (2011) の先行研究があり、また、河合塾によるアンケート調査及び実地調査が行われている (河合塾編著, 2013)。

PBL の学問分野別状況について、柳原 (2011) は、溝上 (2007) について、輪読や文献購読を行う伝統的な演習型授業を PBL に含めており、「伝統的な演習型授業をすべて PBL に含めることには無理がある」と指摘している。柳原 (2011) が具体的にどの点で「PBL の定義に照らすと、アクティブ・ラーニングではあっても PBL (課題解決型学習等を含む。) とみなせる授業はごく一部に留まると考える」と考えているかは明確ではないが、テキストの輪読だけでは、「問題解決事態」の中で学習を進めている、集団での問題解決活動が含まれているといったことが、文献の内容を発表するだけの輪読では難しいといったことが考えられる。

また、河合塾の調査では、高次のアクティブラーニングについて、「国公立大の法・政治学系、経済学系、経営・商学系では、3 年次のポイントも低い。これは「高次のアクティブラーニング」を含んだカリキュラムが組まれていない実態を示している」(河合塾編著, 2013, 33 頁) と指摘している¹²。

2. CiNii を利用した分析

国立情報学研究所 CiNii (NII 論文情報ナビゲータ) を用いた分析につい

12 3 年生を対象とした専門ゼミで高次のアクティブラーニングが行われていれば、必ずしも、高次のアクティブラーニングを含んだカリキュラムが組まれていないとは、限らないと考えられるが、「伝統的な演習型授業をすべて PBL に含めることには無理がある」と考えられることから、実態を把握するためにはゼミの内容に立ち入った分析が必要と思われる。

では、溝上（2007）及び柳原（2011）で行われており、今回は検索用語を変えて抽出を行った。「課題解決型 経済学」という言葉を明確に用いている研究をフリーワード検索すると2件抽出された（2013年6月19日現在、以下同じ。）が、1件は三重大学のPBL事例を紹介するもの（藤木，2008）であり、もう1件はソーシャルビジネスに関するものでありPBLに関するものではなかった。また、「PBL 経済学」で検索したところ、9件抽出された¹³が、大半は経営学系のものであり、経済学部のもので初年次授業のものであり経済学の知識を活用したものではなかった（榎本・織田・児島，2009）。また、「PBL 政策」で検索したところ、14件抽出されたが、経営学系、システム系のものであり、経済政策を扱ったものは見当たらなかった。「PBL 財政」についても、1件抽出されたが財政学の教育に関するものではなかった。一方、「PBL 経営」で検索したところ、31件がされ、ビジネスゲーム等の実践を扱ったものがみられ、経済学系、財政学の報告事例が相対的に少ないことが明らかとなった。

ただし、財務局において、地域の財政金融に関する共同論文の募集¹⁴や財務局との意見交換が行われている事例¹⁵があり、柳原（2011）が指摘するように「『PBL』という教育方法を意識している教員は多くない」又は報告するような事例に当たらないと考えられているためと思われる。また、フェアトレードのようなビジネス性と南北問題が関連したテーマも行われている¹⁶

13 エルゼビア社が提供する SciVerse Scopus[®] "problem-based learning "AND economics」で検索したところ、85件が抽出された。各論文の内容の確認まで至っていないが、「米国における研究の特色として、実際に起こっている経済事象を解明しようとする動機が背後に強くあります。このことは、講義においても、そのフィードバックを学生のみならずと議論しあうという形に現れ、経済学の応用問題をより身近に感じられることに繋がります」（内田・友原，2011，i 頁）といった指摘と関連がある可能性も考えられる。

14 http://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/oshirase/contest/houdou7.htm（平成25年6月20日）

15 <http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/news/2012/03/2012.03.14a.html>（平成25年6月20日）

16 三重大学高等教育創造センター（2011）65頁

が、上記検索方法では抽出できなかった。

3. 政策分野における PBL の実践例の分析

国立情報学研究所 CiNii (NII 論文情報ナビゲータ) を用いた分析については、溝上 (2007) によって指摘されているように、「多くの文科系学部では輪読や文献講読をおこなう伝統的な演習型授業が多数存在するわけだが、そうした種類の授業開発がほとんど報告されていないので、本分析では演習型授業がまるで「課題探求型 or 課題解決型授業」であるかのような扱いとなってしまう。この点は本分析の限界である。」、限界があることから、CiNii とは異なるアプローチとして、官公庁との連携が行われていると思われる公共政策学部や公共政策大学院等において、財政・租税政策が扱われている事例があるか、サンプル的な分析を試みる。

本稿では、公表されている資料から PBL の内容において扱っている分野が判断できた以下の学部、大学院について検討を行う。

三重大学の PBL 事例紹介 (三重大学高等教育創造開発センター, 2011) では、法的問題を扱ったもの、フェアトレードを扱ったもの、個別施設の運営に関する検討・提案 (三重大学高等教育創造開発センター, 2011, 45頁) といった形での PBL が行われているが、租税や財政を扱ったものは確認できなかった。

今川 (2010) による同志社大学の事例紹介を見ると、地域活性化・地域振興という内容が多くみられ、地方公共団体又は地域社会が主体となって取り組む公共的なプロジェクト (以下「公共プロジェクト」¹⁷という。) が中心となっており、地方自治体の財政や地方税に関するものは確認できなかった。

両者を見る限り、学部レベルにおいては、公共政策分野の場合、施設のマ

17 「公共政策」の中には、政府の行う政策が含まれ、財政政策も含まれると解される可能性があり、これとの区分を図るため、「公共プロジェクト」という用語を用いる。

ネジメントといった経営学的要素が強いものも多く見受けられ、地方自治体の財政や地方税に関するものは確認できなかった。

一方、大学院においては、東北大学公共政策大学院のワークショップ・プロジェクト一覧¹⁸から、地方自治体の独自課税を扱ったものが確認できた。当該ワークショップの趣旨を見ると、「社会人を対象としたことから、通常のワークショップと異なり以下のような特色を持った。(中略)政策の企画・立案作業の模擬体験という側面よりも、学生が職務上既に経験している実務について、理論的・実証的な観点からの見直し・反省を求めるという点を重視した」¹⁹といった特徴的な点が伺え、この方法を直ちに学部転用するのは難しいと思われた。

4. 租税論・財政学分野におけるPBL実施について

(1) 開催の趣旨・目的

PBLに該当するものとして政策提案を行う共同論文を作成するというのが考えられるが、共同論文の作成は学習効果が高い反面、相応の学習時間を要し、ゼミの期間が限られているような場合には、共同論文の作成を行うことが難しい場合が考えられる。ゼミナール大会は、他大学との交流という効果が高い一方、学生・教員に相応の準備が必要となる。また、ゼミナール大会は実施時期が決まっており、事前のエントリーが必要とされている。

こうしたことから、共同論文の作成、学生論文懸賞への応募やゼミナール大会といったことは広く行われているが、3年生の専門ゼミを対象としたものが大半であると思われる。「知識の活用は知識を修得し終わってから始めるべきなのではなく、知識の修得と並行して、その知識レベルに応じて行わ

18 <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/workshop/project.html> (2013年6月20日)

19 <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/fd/workshop/2007/d.html> (2013年6月20日)

れるべき」(河合塾, 2013, 11頁)と考えた場合, 共同論文の作成は相応の知識レベルが前提となるが, 発表会での発表ならば知識レベルに応じて導入しやすく, 初年次又は2年生の参加も可能と思われた。

このため, プレゼンテーション能力・質問能力の向上, ゼミ間の交流による学習意欲の喚起, わが国における財政・租税上の課題についての理解, クリティカル・シンキングへの意識付けを目的として合同ゼミによる発表会の開催を行った。また, 発表ならば学生間相互の質問という形でフィードバックや, 発表に対するコメント等による学生へのフィードバックが可能と思われた。

(2) 方法

プロジェクト性を持たせるために, 政府が募集する架空の「税制・財政上の課題と対応策」に関する, 国民, 特に若者向けの説明資料の企画コンテスト²⁰に応募するという設定で, 発表会を行った。

その際, 学生のモチベーション及び参加意識を高めるために, 学生にクリッカーを配布し, 得点を計算し, 順位の発表を行った。得点計算は, 学生がプレゼンテーションを行う上で, 分かりやすさを追求させることも重要と考え, 「わかりやすさ」を評価・投票の基準とし, 「最もわかりやすい」を9点, 「最もわかりにくい」を1点とし, 平均点を得点とした。

また, 他のグループの発表を参考とし, 発表後の振り返りに資するよう, 各発表の「分かりやすかった点, 参考になる点, 自分たちの発表よりも優れていた点」, 「分かりにくかった点, 自分たちの発表の方が優れていると思う点」について学生が記載できるよう, 評価シートを学生に配布した。

20 情報工学教育においては, プロジェクトの成果をプレゼンテーションの形でアウトプットし, IT企業の審査員によって評価・順位付けを受けるという試み「PBL Mashup 2012」, 「PBL Mashup 2013」が行われている。

<http://www.adobe-education.com/jp/event/pbl2012/index.html> (2013年5月22日)

<http://www.adobe-education.com/jp/event/pbl2013/index.html> (2013年5月22日)

なお、実務家に講評していただくことが学生に現実社会の財政との関係により意識させることにつながると考え、財務省に講師の派遣を依頼した。

(3) 学生へのアンケート

今後の改善及び学生自身の振り返りに役立てるため、アンケートを実施し、「そう思う」を5、「どちらかといえばそう思う」を4、「どちらともいえない」を3、「どちらかというそう思わない」を2、「そう思わない」を1としたアンケートを行い、発表に参加したゼミ生46名、見学を行ったゼミ生34名から回答を得た。

アンケートの結果を見ると、「租税・財政・社会保障制度についての理解が深まったと思う。」について、平均が見学ゼミでは4.1であるのに対し、参加ゼミでは4.6であり、5%水準で有意な差がみられた ($t(78) = 2.612, p < 0.05$)。「財政・社会保障の問題が自分達に関係があると思った。」については見学ゼミでは4.1であるのに対し、参加ゼミでは4.5であり、5%水準で有意な差がみられた ($t(78) = 2.382, p < 0.05$)。

見学したゼミの中には会計学や経営学といった経済学以外を専門とするゼミが含まれていることに留意する必要があるが、両者とも参加ゼミの方が高く、参加することの意義(PBLのメリット)があったと思われる。一方、「質問を考えることで、批判的に考えることへの意識付けにつながった。」については、両者とも平均3.6に留まり、質疑を活発に行うためには改善の余地があると思われた。

また、「租税・財政・社会保障制度の問題の解決策を考えるためには、更に調べなければならないと感じた。」は参加ゼミが4.5、見学ゼミが4.4と両者とも高く、学生の学習意欲の喚起という点では同じ学生の発表を見るというだけでも効果的であったと思われる。

PBLの優位性を検証するためには、講義形式の授業との比較が必要となるが、アンケート結果を見る限りにおいては、概ね効果的な方法であったと

考えられる。

(4) 考察

通常ゼミ大会等は後期に行われるが、前期に行われている初年次ゼミ及び2年生のゼミによる参加を可能とするため、6月に開催を行った。これにより、学生自身が異なる学年や前期後期で複数回チャレンジして、学生自身のPDCAサイクルを回すことが可能となったと思われる。

「ゼミを開く」(河合塾, 2013, 39頁)という観点からは、以下の点で発見があった。

- ・ 社会保障と税の一体改革が議論され、消費税率の引き上げが予定されていることから、財政赤字、社会保障費、消費税の3点セットを想定していたが、他の教員のゼミの発表を見ると内容が異なっており、また、同じ内容でも重点の置き方や説明方法が異なっており、同じテーマでも発表内容に違いがみられた²¹。
- ・ 初年次ゼミ(教養ゼミナール)でも専門的なテーマで、発表を行うことが可能であった。このため、一定程度であれば「知識の獲得と活用を並行して行う」(河合塾, 2013, 57頁)といったことも可能であると思われた。
- ・ 他のゼミの発表及び質疑応答をみて、学生にとり税制・財政に関して何が分かりづらいのかを検討することができた。

また、各グループの発表についての評価シート、振り返りのためのアンケートを共有することで、情報共有が一定程度進んだと思われる。

一方、消費税の税率引き上げの施行前ということもあり、現在の政府が行おうとしていることの説明を中心に考えるか、政府の取り組みに加え独自の提案まで求めるのかについて、重心の置き方に違いがみられ、テーマ設定及び何を主眼とするのかについて、見直しが必要と思われた。また、今回は進

21 ゼミ生の成果物を比較することができたことも、学生コンテストによるゼミを開くことの意義のひとつと思われる。

行を重視して単純な評価方法を採用したため、評価規準を作成するなど発表の評価方法についても改善の余地があると思われる。

合同発表では、ゼミ内で輪読を行うのと異なり、通常接している相手と異なり多数を相手にしたプレゼンテーションである²²こと、輪読は本によって予備知識を得ることが可能だが、発表会では限られたプレゼンテーション時間内に理解させる必要があること、発表会では発表にメッセージ性が求められることから、プレゼンテーション能力がより求められるといった特徴があると思われる。このため、プレゼンテーション技術不足により、発表資料が十分に活かされていないグループが見られた。²³

講義形式の授業との比較を行っていないため、厳密な評価はできないが、期間の限られた中で、概ね一定の学習効果²⁴は得られたと思われる。一方、知識の獲得、プレゼンテーション能力の向上、批判的思考能力の育成を同時並行的に目指したため、プレゼンテーション能力の向上及び批判的思考能力の育成については不十分な結果となった。プレゼンテーション能力の向上については、限られた期間内で知識の獲得と同時並行的に行ったため、プレゼンテーション技法の獲得まで参加者の意識が十分に回らなかったことやグループでの発表であったため、発表者以外の役割を分担したような場合にはプレゼンテーション能力の向上に直接結び付く経験が得られなかったことが考えられる。また、当日の時間が限られていたため、質疑応答に十分な時間を割くことができなかったことも、批判的思考能力の育成について十分な結果が得られなかった原因が考えられる。準備段階での工夫や他の科目との連携や役割分担が今後の課題と思われる。

経営学系のPBLとの比較について考えると、実際に企業を訪問しヒヤリ

22 他のゼミの学生の前で発表を行うということについてプレッシャーを感じていた学生も見受けられた。

23 ゼミ内では、制度の説明を中心に発表を行ってきたため、政策提案としてメッセージを伝える訓練が不足していたことが考えられる。

24 教員側にとっても課題が見えてきたということも大きいと思われる。

ングを行い、提案し、フィードバックを受けるといった経営学系のPBLやビジネスに関連した課題を企業から提供を受けている事例（後藤，2010，54頁）と異なり、先方との一体感の醸成という点では限界があると感じられた。産学連携の一環や中小企業と連携して行われているようなPBLでは、場合によっては、社長自身が積極的に学生の提案を検討し、本物のコンサルタントと同様に接する²⁵といったことがあるのに対し、租税や財政という性質上、提案がそのまま実施されることはなく、産学連携に比べ官学連携²⁶の場合、教育の一環という範囲を抜け出せないことに経営学系のPBLと比べた場合の限界であると感じられた。

また、行政機関等と連携していくためには、先方にとってのメリットも重要と考えられるが、企業と連携した経営学系のPBLでは、ゼミ活動の一環として地元企業の経営課題の解決策を提案し中小企業のイノベーション創出活動を支援している事例（嶋野・西村，2012，65頁）、「通常の流れでは出ないアイデアが出る。去年は通常は弁当には入れられないような食材を学生が提案した」（経済産業省，2008，11頁）といった企業側のメリットが示されているが、今回の発表ではそこまで到達するのは困難であった。

学年毎の分析は行っていないが、「租税・財政・社会保障制度の問題の解決策を考えるためには、更に調べなければならないと感じた。」が比較的高く、初年次ゼミが含まれていることを考慮すると、今後の履修科目の選択やゼミの選択における、動機付けにつながると思われる。Benesse教育研究開発センターが行った「第2回 大学生の学習・生活実態調査報告書」による

25 提案を聞いた社長が名刺を配り、「今までは学生としてみていたが、これからは社会人としてみる」とのコメントをいただき学生が感激したという事例。学生が自らの勉強のためでなく、相手企業のために、提案するといった事例。

26 長浜市の若手職員と同志社大学の学生による政策発表会に関する長浜市人事課の「すべての提案が実現できるわけではないが、どこまで政策に取り入れることができるか、それぞれの担当課で検討する」とのコメント（滋賀夕刊新聞社，2012年11月13日）にあるように、最終的な意志決定の主体となれるかという点で、企業の社長と行政官では大きな違いがあると思われる。

と、社会科学系は「大学では特定の専門分野の知識や技能を身につけたほうがよい」が31.7%ともっとも低くなっており、「あまり興味がなくても、単位を楽にとれる授業がよい」が60.0%で他系統に比べ最も高くなっている²⁷（Benesse 教育研究開発センター，2013，95頁）。PBLのように経済学等の知識を活用して課題解決に取り組むことが、経済学を身近に感じることや学習する意義の理解を通じた学習意欲の喚起につながると考えられる。

5．租税，財政分野の事例が少ない原因について

次に今回の実施を踏まえて、租税・財政分野のPBLの事例が少ないことについての考察を行う。

公共政策分野の中には地方公共団体と連携したPBLの事例がみられるが、その中に租税，財政分野の事例が少ない原因としては、実現可能性まで含めた検討が学生にとっては難しいことが考えられる。提案の実現可能性の検討に際してはいくつかの観点があると思われるが、ビジネスゲーム，公共プロジェクト，財政政策・社会保障制度の検討を比較した場合，法令面の検討と関係者の合意の可能性の検討の要素が違いとして大きいと思われる。例えば，カジノ船の提案のような場合，既存の法令への抵触への可能性といった法令面の検討，政策の費用対効果の検討，予算使用についての議会の可決といった関係者の了解の可能性が実現可能性を検討する上での観点になるとと思われる。

27 社会科学系は、医学・理系に比べ将来知識を活用するイメージに乏しいことや人文科学は入学時に関心分野が比較的明確になっていることが多いといったことが原因ではないかと思われる。

社会科学系の場合，社会にでてから学んだ知識を活躍するイメージがしづらいため，専門分野の勉強を頑張りたいという意欲が相対的に低く，楽な単位を取りたいという希望の割合が高いという結果が生じている可能性が考えられる。アンケート結果を踏まえると，「東京大学アカデミック・グループ」のような「学問のおもしろさ」を伝える取り組みが社会科学の分野では特に重要ではないかと思われる。

経営学系において新たなビジネス展開といった場合以外は実現に向けて法令面の検討が必要となることは希であると思われるが、公共政策の場合、環境政策においていわゆる上乗せ規制を作る場合や新たな地方税を創設する場合のように条例と法律の関係²⁸の関係を検討する必要が生じることも考えられる。

ビジネスモデルの検討といった経営学系のPBLの場合においても、コスト面の検討が必要となるが、予想収益や原価計算といった会計学としてカリキュラムに取り入れやすい分野であるのに対し、政策評価の場合、「政策実施の負の社会的インパクトすなわち弊害」(足立, 2009, 52頁)をどのように推定するかという問題や評価方法²⁹についても様々な方法がある³⁰。また、アウトプットとアウトカムの違い、アウトカムの測定といった行政学的分野をカリキュラムに取り習得させておくことに難しいがあると思われる。

租税政策の政治的実現性を考える場合、学生に租税法主義や審議過程について理解させる必要もあり、また、「そのときどきの個別具体的な政治状況において実際のところ何が可能であり、何が可能でないか。この点についての確な判断を下すことは容易ではない」(足立, 2009, 84頁)ことも、学生が政策について検討することを難しくしていると思われる。³¹

政策の実現可能性の検討のためには、法令の知識、政策過程、公共選択論等の知識が必要となることが影響していると思われる。経済学の習得とあわ

28 条例に基づく課税の地方税法との関係について争われた事例として、平成25年3月21日最高裁判所第一小法廷判決。

29 評価方法の分類については、山谷(2012, 20頁)参照。政策評価の教育の難しさについては山谷(2012, 241頁)参照。

30 ビジネスモデルの検討においても、社会的責任や環境影響評価を加えることで、場合によっては評価方法が複雑になることも考えられる。

31 政治的制約を考慮することの重要性について、足立は「政府政策として日の目を見る可能性がはたして、またどの程度あるか、どうすればその可能性を大きくすることができるかという、政策の「実行可能性(feasibility)」についての慎重な検討を伴わない公共政策デザインになど、何の価値もない」(足立, 2009, 77頁)としている。

せてこれらの習得も行うことは、綿密なカリキュラムを組まない限り学部生レベルでは難しいと思われる。こうしたことも学部段階での学習と政策大学院におけるワークショップとのレベルの大きな違いの一因と考えられる。³²

表1 検討事項の比較について

	法令面の検討	関係の合意の可能性の検討
ビジネスゲーム	必要性が生じる可能性が少ない。	必要性少。
公共プロジェクト	特区（同志社大学のカジノ船）	不利益を被る者に関する検討が必要。 支出が必要な場合は、費用対効果の検討を行い、議会での議決の可能性の検討が必要。
財政政策・社会保障制度	必要性の生じる場合あり。	実現可能異性の検討のために検討の必要性大。（例えば、年金の削減や増税については、困難な場合がある。）

6 . PBLを租税・財政分野への適用する際の視点について

柳原(2011)は「社会科学系では『提示された課題について、学習した知識と技術を実務として利用しながら解決をはかる体験をする』という視点でみる必要がある」、「経営学系のPBLは『業務全般そのものを企業人に近い立場で体験し、専門科目に対する理解をも含める』ことに意義がある」として

32 「社会経験のない学生が政策を学部レベルで学ぶのは、制約が多いので、政策を学ぶ場の中心は大学院にすべきである」（鈴木，2010，199頁）という意見もある。

また、金融政策や地方財政分野におけるPBLの導入についても、同様の困難性を有していると思われ、こうした困難性から適用が進まない可能性が考えられる。

おり、経営学分野との比較考察をしつつ、これを租税・財政分野へあてはめた場合の視点について検討する。

(1) 「提示された課題について」

経営学系で行われるビジネスゲームの場合、議論の前提となる経営環境、条件及び課題の優先順位等を学習者の間で共有することが必要となるが、財政学においては経済事象を解決すべき問題として考えるか否かについても議論の対象となることが考えられる。例えば、財政赤字については経済情勢との関係で現在優先的に解決すべき課題と考えるか、景気対策を優先すべきと考えるかは議論のあるところと思われる。

また、三重大学(2011)ではPBL型授業として4つのタイプが提示されており、学習の契機になる問題や学習課題はすべて学生自身が設定する「問題自己設定型PBL」があり、学生自ら何が課題かを考えるところから始める方法もあると考えられる。

このため、「提示された課題について」という文言は租税・財政分野へあてはめた場合には必ずしも必要のないものと考えられる。

(2) 「学習した知識と技術を」

経営学系では、ICTの業務利用、ICTを利用した問題・課題解決及びシステム開発といったICT等の「技術」の利用という場合があるが、租税・財政学の場合、技術の利用という場合は乏しいため、「学習した知識を」となると思われる。

(3) 「実務として」、「業務全般そのものを企業人に近い立場で体験し」

経営学系の場合、実務の疑似体験的要素を有するPBLも行われている事例(堀内・安積, 2009)もあるが、租税や財政分野で実務の疑似体験を行うことは難しく、「実務として」及び「業務全般そのものを企業人に近い立場

で体験し」との文言は馴染まないと思われる。

(4) 「解決をはかる体験をする」

経済政策、公共政策においては、考え出された対策、提案を実施に移すことに困難を伴う場合や時間を要する場合があります、「解決をはかる体験をする」ということまで行うことが困難である。このため、「解決をはかる体験をする」の代わりに「政策提案を行う」といったことが考えられる。

また、歳入の半分近くを公債金収入が占め、累積した公的債務残高の状況を鑑みると、企業経営に例えるならば極端に厳しい経営環境の中で舵取りを迫られている状態と考えられ、学生が授業の一環という限られた時間の中で解決策を提案することは難しい面があると思われる。このため、抜本的な解決策でなくても、どちらの政策がベターなのか、望ましいのかといった検討を行い提案するという方法も考えられる。

租税・財政に関して獲得した知識を活用する方法としては、政策提案以外に知識を活用して課題の達成を図る³³といった方法も考えられる。

上記の検討を踏まえると、租税・財政分野では「学習した知識を利用した政策提案又は課題の達成を行うことを通じて、専門科目に対する理解を深める」といった視点となると思われる。

(5) 集団で行うことの意義

上記のように租税・財政分野のPBLの視点を考えた場合、講義形式であっても、試験やレポートにより政策提案について考えることは可能であることから、PBLとして行う意義やメリットについて検討を行う。

グループ学習の効果としては様々なものがあると考えられる³⁴が、社会人基礎力養成の観点からPBLが取り上げられているように、グループワーク

33 例えば財政に関する知識を活用して長期金利の動向を予測するといった課題が考えられる。

34 「社会人基礎力」向上の観点については、(経済産業省、2010、122頁)参照。

の一般的なメリットとして、協同する能力の育成が考えられる。また、経済政策、公共政策分野における意義としては、価値基準が必ずしも同一とは限らない中で合意形成過程の難しさを体験することができるという点が考えられる。具体的には、政策立案や政策形成に際しては、グループ内で何を取り上げるか、またその対策等について一定の合意の形成が必要であり、こうした観点から集団で政策提案をまとめ上げることは、各人で政策提案を考えるのには比べ、政策過程の疑似体験という観点から意義があるものと考えられる。また、試験やレポートと異なり、質疑応答により、提案した政策の更なる検討や今後の学習課題の発見といったことも期待できると思われる。更に、学生自身に質問（特に実施にあたっての問題点等）を考えさせることは、批判的思考への意思付けにつながるといったことも考えられる。

7. PBLの租税教育への展開について

学生にとって一部の税金は身近であるが、税制の決定過程は身近ではないと思われる。特に20歳未満の学生の場合、選挙権がないことから、関心が希薄な場合が多いと思われる。こうしたことから、鈴木（2010）のように大学院を中心とすべきとの考えもあると思われるが、澤田（2008, 169頁）が指摘するように、大学生に対して租税教育を行うことが、適切な税制のあり方について、自らの意見を持つことができるようしっかりとした意識を持つ納税者に育てる、という大きな意義があり、大学生の時代は、手間と費用をできるだけかけないで租税教育を行えるラストチャンスでもありと考えられる。また、税制や財政のあり方について考えるためには、これらの正確な知識が必要であり、独学では困難なことを考えると、学部³⁵の授業の中で、

35 「国は、行政機関における中長期インターンシップの受入れを率先垂範して行う」（教育再生実行会議、2013, 7頁）とあり、租税教育において租税・財政の役割を学習することで、行政機関の活動に関心を持つきっかけとなることが考えられる。

租税，財政³⁶について取り上げる意義は大きい³⁷と思われる。

また，消費税は学生にとって数少ない身近な税金の一つであるが，今回の消費税率引き上げの意義を理解するには，財政や社会保障の現状を踏まえ，社会保障と税の一体改革について理解することが必要と思われる³⁸。このため，必要に応じて租税教育の範囲に財政や社会保障の課題について積極的に加えていくことが考えられる。この場合，消費税の引き上げ等により税金を負担することは身近に感じられるが，税金の用途については生活保護の不正受給や復興予算の流用(便乗)に関する報道を見て，税金が無駄なことに使われているというイメージを持つ機会が多い³⁹中で，財政や社会保障の課題を自分たちに関係のある問題であると理解するには工夫が必要と思われる。その方法として，自ら調べ課題の解決に向けて考えるPBLは，有効な学習方法の一つであると思われる。⁴⁰

36 「租税教育」という用語が一般的であるが、財政の現状及び消費税率の引き上げ等を考慮すると、今後は租税教育において財政や社会保障の現状について触れる必要性が増大していくと思われることから、租税及び財政についての学習を併列にしている。

37 「日本においては他の国々ほど子供の頃からの租税教育が余り行われておらず、これが今日の増税回避あるいは財政赤字累増の遠因になっている」(石, 2012, 265頁)との指摘もある。

38 「今般の消費税増税はいわゆるネットの増税であり、今後もその傾向が続くものと思われる」(石, 2012, 263頁)中で、財政の現状についての理解はより重要になっていくと思われる。

39 若者が租税・財政について関心を払わないということは、税金を払わされているといった意識や、報道による税金を無駄使いしているといったイメージの定着につながりかねず、将来的な納税道義の低下につながる可能性があると思われる。

40 「輪読や文献講読を通しての学生のアクティブ・ラーニングが、決して課題探求型・課題解決型学習に見劣りする演習型授業ではない」(溝上, 2007)との指摘がある一方で、テキストの一部を要約し発表し、発表者以外がその内容について質問するという輪読輪読に比べて、PBLのメリット又は意義は何かについて考えた場合、「異なる価値観での議論や専門知識の活用、そしてチームワークで物事を前に進めていく力が必要不可欠であることから、『社会人基礎力』の成長に大きく寄与すると考えられます」(経済産業省, 2010, 頁)といったことがあると思われる。このように考えると、税制や財政といった社会のあり方を考えるには、異なる価値観での議論や専門知識の活用が必要となることから、租税や財政はPBLで扱うことが相応しいテーマの一つであると思われる。

租税教育の目指すところを平成23年度税制改正大綱のように「国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考える」ことを重要と考えるならば、税制や財政のあり方を考えるという必ずしも正解がないような学習を行う上ではPBLという手法が有効であると思われる。今回の事例を見ても財政や社会保障上の課題が自分達に関係ある問題であると認識させる上でもPBLは有効であったと考えられる。鈴木（2010）が指摘するように学生には困難な面もあるが、逆に実感に乏しく、講義形式では問題意識を持たせることに限界があることからPBLにより学習する意義⁴¹もあると思われる。

PBLとして租税や財政を扱う場合の留意点としては、制度や現状を理解するのに時間を要し、正解のある課題ではないため、シナリオ面の工夫⁴²、準備段階での工夫⁴³や成果物の検討⁴⁴がより必要と思われる。

また、官公庁の政策形成に学生携わるということが難しく、経営学（特に経営情報システム）のように実務を体験することが難しいという面もあることから、地方自治体の財政分析を行う市民グループ⁴⁵や納税協会や法人会といった税知識の普及に努めている団体との連携により社会との接続を意識⁴⁶させることも考えられる。

8. おわりに

最後に、アクティブラーニングの履修率が低いとの指摘（河合塾，2013，

41 市民として、公共政策を学ぶ意義については、足立（2005，13，17頁）参照。

42 PBLにおけるシナリオの作成については、三重大学（2006，53頁）参照。

43 用意周到な準備については、河合塾（2011，138頁）参照。

44 未来国会や未来自治体のように10年後の予算を描くことにより、財政についての理解が深めるといったことも考えられる。

<http://www.miraikokkai.com/>（2013年6月26日）

<http://www.miraijichitai.com/>（2013年6月26日）

45 事例については、大和田（2009）参照。

46 「社会との接続を意識した教育」については、教育再生実行会議（2013，7頁）参照。

29,31,33,133頁)されている経済、法・政治学系統での PBL について考察していくこととする。

溝上が指摘するように「輪読や文献講読を通しての学生のアクティブ・ラーニングが、決して課題探求型・課題解決型学習に見劣りする演習型授業ではない」と考えられる。PBL も学習方法の一つであることを考えれば、それ自身を目的とするのではなく、要件を満たしていなくとも同等またはそれに準じたの学習効果が得られるならば、そうした方法についても柔軟に考えるべきと考えられる。学生の理解度及び習熟度に応じた学習方法の選択が重要であると考えられる。例えば、専門知識が乏しい中で、問題自己設定型の PBL を行うより、課題を教員側から提案する設定型の方が適切な場合があると思われる⁴⁷。

一方、仮に、伝統的な演習型授業として広く行われている輪読や文献講読といった授業にどのような工夫を行うことで、PBL として実践できるかということを考えた場合、以下の方法によりプロジェクト性を持たせることで、集団での問題解決活動に結び付けていくことが考えられる⁴⁸。

例えば輪読⁴⁹に、文献の内容を発表することに加え、テキストで学んだ理論の現実の経済事象への適用について議論し、実際の社会問題や経済事象との関係を考えることにより、理論の現実社会への適用というプロジェクト性が生まれ、PBL として進めていくことが可能となると考えられる。また、テキストにおいて政策提言が行われている場合、提言されている政策の実現に向けて障害となること、実現に向けた過程を考える等の議論を行うことで

47 関連して、「高次のアクティブラーニング」が「すべての科目において導入すべきものではない」との指摘もある。(河合塾, 2013, 13頁)

48 「輪読や文献講読を通しての学生のアクティブラーニングが、決して課題探求型・課題解決型学習に見劣りする演習型授業ではない」(溝上, 2007, 275頁)と考えられるが、選択肢を拡大するために PBL として行う方法について検討するものである。

49 ここでは、テキストの一部を要約し発表し、発表者以外がその内容について質問するという輪読を想定している。

PBLに近い学習効果を得ることも可能であると考えられる。また、そうした議論によって得られた知識を今後の発表や共同レポートといった成果物につなげていくことにより、全体としてみれば、PBLとして考えることができると思われる。

また、インバスケット・トレーニングのように役割や立場性を持たせて、事例についての解決策を検討するという方法も考えられる。例えば、事例を設定し課税当局や税理士の立場として税法の適用について説明する、公認会計士として会計処理方法について説明するといったロールプレイ型のPBL⁵⁰も考えられる。このようなロールプレイ型であれば、国際通貨基金や世界銀行のスタッフとして途上国に助言や勧告を行うといった開発経済学や国際機構論⁵¹の分野でのPBLの活用といったことが考えられる。

経済理論の分野では、日本の財政の持続可能性を明らかにするや企業活動を理論化するといった問題提示型PBLやプロジェクト型PBLが考えられる。理論研究の意義や必要性を発表することで、理解を求めるといったプロジェクトとして行っていくといったことも考えられる。

法学の分野では、従来から行われている判例研究やケースメソッドに、特定（又は双方）の立場から主張を組み立てるといった課題をグループで行う⁵²といったプロジェクト的要素を加えることで、PBLとして実施していくことが考えられる。例えば、敵対的買収への事前の対抗措置の提案、相続事案における財産分与と相続税法の適用の検討、相続税納付額の計算、国税債権と競合した場合の債権回収方法の検討、模擬裁判の実施等の法律的知識を活

50 情報工学の分野ではPBLの一環としてロールプレイ演習が行われている。（三上・丸山・中村，2008）

51 米国の国際機構論教育におけるPBLやロールプレイングを研究してものとして、馬場（2008）、馬場（2009）参照。

52 税務訴訟では、課税庁側としてどのような主張をするか、納税者側としてどのような主張をするか、双方の考えを踏まえて自分達はどのように考えるか、判決を踏まえた控訴理由を作るといったことが考えられる。

用した PBL が考えられる。

政策の方向性まで予め提示しておき、具体的にどのような方法により実施が可能かを検討課題とする政策過程分野での PBL も考えられる。

こうした授業が行われている可能性もあり、その場合は、「法学部が明確に学系的な特徴として伝統的なカリキュラムスタイルに固執している点について、当プロジェクトは再検討の必要性を指摘しておきたい」（河合塾，2013，13頁）についての反証となり、授業方法についての研究進むことが期待される。

補遺

（1）PBL の 6 要件

三重大学高等教育創造開発センター編（2007，2頁）では、「PBL 教育の 6 要件」として、以下のように定めている。

- 1．学生は自己学習と少人数のグループ学習を行う
- 2．問題との出会い、解決すべき課題の発見、学習による知識の獲得、討論を通じた思考の深化、問題解決という学習過程を経た学習を行う
- 3．事例シナリオなどを通じて、現実的、具体的で身近に感じられる問題を取り上げる
- 4．学習は、学生による自己決定的で能動的な学習により進行する
- 5．教員はファシリテータ（学習支援者）の役割を果たす
- 6．学生による自己省察を促し、能動的な学習の過程と結果を把握する評価方法を使用する

また、三重大学高等教育創造開発センター（2011，6頁）では、「PBL 教育の基礎要件」として、以下のように定めている。

- 1．問題との出会い、解決すべき課題の発見、学習による知識の獲得、討論を通じた思考の深化、問題解決という学習課程を経る学習を行う（問題基盤性）

2. 学習は、学生による自己決定的で能動的な学習により進行する（学習自己決定性）
3. 学生による自己省察を促し、能動的な学習の過程と結果を把握する評価方法を使用する（形成的評価）

これらの、要件と三重大学教育学部 PBL 教育研究プロジェクト（2008）のガイドラインの違いとして、「学生による自己省察を促し、能動的な学習の過程と結果を把握する評価方法を使用する」の有無がある。どのような評価方法を採用しているかについては外形的な判断が難しい面もあることから、本稿では三重大学教育学部 PBL 教育研究プロジェクト（2008）のガイドラインを念頭に置いている。

（2）アンケートについて

アンケートは、発表に参加したゼミ生と見学したゼミ生に分け、選択式と記述式で行い、選択式については、「そう思う」を5、「どちらかといえばそう思う」を4、「どちらともいえない」を3、「どちらかというともう思わない」を2、「そう思わない」を1として記入を求めた。

参加ゼミ用の設問

1	財政・社会保障の現状・課題について理解が深まったと思う。
2	財政・社会保障の問題が自分達に関係があると思った。
3	プレゼンテーション能力や質問能力が向上したと思う。
4	今回の発表を通じて、いろいろな経験をすることができた。
5	他のゼミの発表を見ることは参考になった。
6	今回の発表を通じた活動で、ゼミ活動や就職活動、グループワーク面接で参考となることがあったと思う。
7	質問を考えることで、批判的に考えることへの意識付けにつながった。
8	租税・財政・社会保障制度の問題の解決策を考えるのためには、更に調べなければならないと感じた。
9	次回はもっと上手く発表できると思う。
10	また、合同ゼミ発表会に参加してみたいと思う。

記述式は、「難しかった点、苦労した点、経験として得た点など」、「難しかった点をどのように克服したか」、「改善が望ましいと思う点」、「その他感想」についての記述を求めた。

見学ゼミ用の設問

1	財政・社会保障の現状・課題について理解が深まったと思う。
2	財政・社会保障の問題が自分達に関係があると思った。
3	他のゼミの発表を見ることは参考になった。
4	質問を考えることで、批判的に考えることへの意識付けにつながった。
5	租税・財政・社会保障制度の問題の解決策を考えるためには、更に調べなければならぬと感じた。
6	合同ゼミ発表会に参加してみたいと思った。

記述式は、「改善が望ましいと思う点」、「その他感想」についての記述を求めた。

集計結果は以下のとおり。

参加ゼミ

質問番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平均点	4.6	4.5	3.7	4.2	4.5	4.1	3.6	4.5	4.1	3.8

見学ゼミ

質問番号	1	2	3	4	5	6
平均点	4.1	4.1	4.6	3.6	4.4	3.2

(2) 実現可能性についての検討

発表会は合同で行われたが、そこに至るまでの過程及びその後は各ゼミにより異なり、以下は一例としての工夫に関する考察である。

政治的制約等の実現可能性検討することは重要であるが、実現可能性を先に考えた場合、新たな政策提案につながらず、現状の追認となってしまう

可能性があるため、政策提案が固まった段階で、実現に向けての障害となる事項とそれの対策を発表会に向けての想定問答の形で検討させることとした。また、発表後の振り返りの中で、実現可能性の検討を項目の中に組み入れた。⁵³

(3) 価値基準についての検討

「多様な価値観や利害を有する人びとからなる現代社会においては、何がよい政策であるかについても意見が対立しがちである」(佐野, 2010, 1頁)このため、「公共政策のよしあしを判断する価値基準, すなわち公共政策規範についても論ずる」(佐野, 2010, 1頁)必要があると思われる。本来であれば学生が取り上げるテーマを決める際や資料作成にあわせて議論させることが望ましいが、今回は具体的に何を取り上げるかは学生が考えるものの、予め財政・税制上の課題というように大枠を設定したため、また、時間が限られていたことから、想定問答作成や発表会後の振り返りの過程を通じて、学生に価値基準について考えさせる⁵⁴こととした。具体的には世代間公平の観点から財政赤字を問題とするグループに平成24年版厚生労働白書の世代間公平に関する記述(58-59頁)を紹介し、世代間の公平について、議論させた。

(4) 省察のプロセス

発表会の質疑応答やその準備を通じて、自らの考えを振り返るプロセスがあったと思われる。また、発表会直後のゼミにおいて、発表会でよくできた

53 実務家はこうした制約条件を所与のものとして考えているため、学生の提案が突拍子もないものとして映ることになる一因と思われる。逆に、こうした制約条件を学生が理解できるように教えることが、学生の考える政策内容を向上する上での課題の一つであると思われる。

54 学生に価値基準や規範について考えさせることが、現実の社会で何が問題かを考える契機となり、問題自己発見型への橋渡しとなるとと思われる。

と思える点及び改善を要する点等についてワールドカフェ方式によるKPT分析を利用した振り返りの会を実施した。

謝辞

発表会において講評していただいた財務省の石川大臣官房企画官兼大臣官房文書課広報企画調整官、講師派遣協力及びアンケート結果の分析について貴重なコメントをいただいた財務省の山沖参事官（当時）、講師の派遣にご協力いただいた地村係長ら関係者の方々、発表会への参加及び財政学におけるPBLについてご教示いただいた赤石教授、発表会への参加及び英文論文のご提供をいただいた工藤准教授、発表会に参加いただいた大倉准教授、発表者へのコメント及びゼミ生の投票にご協力いただいた林教授、ゼミ生の投票にご協力いただいた薛教授、徐教授及び穴倉准教授、地方公共団体と連携したPBLについてご教示いただいた山口准教授、経営学系のPBLの実践についてご教示いただいた西村教授及び津留崎准教授に深く感謝したい。

参 考 文 献

- 浅井宗海・稲村昌南・中井秀樹・千代原亮一（2011）「PBLを活用したゼミ教育における就業力育成の試み」日本情報経営学会誌 2011 Vol.32, No.1
- 足立幸男（2005）『政策学的思考とは何か 公共政策学原論の試み』勁草書房
- 足立幸男（2009）『公共政策学とは何か』ミネルヴァ書房
- 石弘光（2012）『増税時代 われわれは、どう向き合うべきか』筑摩書房
- 大和田一紘編（2009）『市民が財政白書をつくったら...』自治体研究社
- 今川晃（2010）「政策提案能力を養う理論と実践の交流教育 「同志社大学政策学部PBL教育と京都府地域力再生活動との連携」のめざすもの」『地域力再生の政策学 京都モデルの構築に向けて』
- 内田達也・友原章典（2011）『トピックスで学ぶ経済学』中央経済社
- 榎本達彦、織田勝也、児島秀樹（2009）「経済学科におけるプロジェクト体験学習（PBL）導入の試み - その成果と課題 - 」明星大学経済学研究紀要 Vol.40 No.2
- 閣議決定（2010）『平成23年度税制改正大綱』（平成22年12月16日）

- 金川めぐみ(2011)「問題解決型学習の具体例 - 三重大学PBLセミナーの取り組みから - 」
和歌山大学経済学会『研究年報』第15号(2011年)
- 河合塾編著(2011)『アクティブラーニングでなぜ学生が成長するのか - 経済系・工学系の
全国大学調査からみえてきたこと - 』東信堂
- 河合塾編著(2013)『「深い学び」につながるアクティブラーニング - 全国大学の学科調査
報告とカリキュラム設計の課題 - 』東信堂
- 教育再生実行会議(2013)「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」平成
25年5月28日
- 経済産業省(2008)『今日から始める 社会人基礎力の育成と評価 将来のニッポンを支え
る若者があふれ出す!』角川学芸出版
- 経済産業省編著(2010)『社会人基礎力 育成の手引き - 日本の将来を託す若者を育てる
ために』朝日新聞出版
- 厚生労働省編(2012)『平成24年版厚生労働白書 - 社会保障を考える - 』
- 後藤文彦(2010)「京都産業大学における2段階方式実践的PBL型教育の実施 - 社会人基
礎力の内面的な向上と柔軟的な活用のために - 」『社会人基礎力の育成とビジネス系大
学教育』学文社
- 齊藤毅憲(2010)「ビジネス系大学は本当に変わるか」『社会人基礎力の育成とビジネス
系大学教育』学文社
- 澤田正(2008)「大学生の租税教育に対する意義とニーズについて - 山口大学での税法講義
と学生アンケートに基づく考察 - 」『税大ジャーナル』第7号
- 滋賀夕刊新聞社(2012年11月13日)
http://www.shigayukan.com/news/2012/11/post_3892.html (2013年5月22日)
- 嶋野武志・西村彦彦「地域産業・企業の競争力強化とイノベーションの支援に関する一考
察」『経営と経済』第92巻 第3号
- 社会人基礎力に関する研究会(2006)「社会人基礎力に関する研究会 - 「中間取りまとめ」
- 」平成18年1月20日, 27頁
- 鈴木崇弘(2010)「政策人材を育てる政策と学会」『政策形成』ミネフヴァ書房
- 中央教育審議会(2008)「学士課程教育の構築に向けて(答申)」平成20年12月24日
- 中央教育審議会大学分科会 制度・教育部会(2008)「学士課程教育の構築に向けて(審議
のまとめ)」平成20年3月25日
- 東京大学編(2008)『東京大学アカデミック・グルーヴ』東京大学出版会
- 馬場孝(2008)「国際関係学における教育方法と内容の展開(上) - 米学会誌(Internation
al Studies Perspectives)掲載論文サーベイ - 」静岡文化芸術大学研究紀要 VOL.9,
51-64

- 馬場孝(2009)「国際関係学における教育方法と内容の展開(下) - 米学会誌(International Studies Perspectives)掲載論文サーベイ - 」静岡文化芸術大学研究紀要 VOL.10, 35-44頁
- 藤木剛康(2008)「課題解決型学習の可能性: 三重大学の事例をもとに」和歌山大学経済学会研究年報 15, 133-139頁
- Benesse 教育研究開発センター(2013)第2回大学生の学習・生活実態調査[2012年]
- 堀内恵・安積淳「状況的学習アプローチによる情報システム設計教育 - DFDとRPを用いた事例をととして - 」日本情報経営学会誌 Vol.29, No.4
- 三重大学(2006)高等教育創造開発センター・大学院医学系研究科共催 国際シンポジウム・ワークショップ『Problem-based Learning 実践の方法論』報告書(平成18年5月26日・27日)
- 三重大学高等教育創造開発センター編(2007)「三重大学版 Problem-based Learning 実践マニュアル - 事例シナリオを用いたPBLの実践 - 」
<http://www.hedc.mie-u.ac.jp/pdf/pblmanual.pdf> (2013年5月21日)
- 三重大学教育学部PBL教育研究プロジェクト(2008)「科学研究費補助金基盤研究(B)『教員養成型PBLチュートリアル教育のためのシステムおよび評価法の開発』研究成果報告書」
<http://pbl.edu.mie-u.ac.jp/files/hajimeni.pdf> (2013年5月21日)
- 三重大学高等教育創造開発センター(2011)「三重大学版 Problem-based Learningの手引き - 多様なPBL授業の展開」三重大学高等教育創造開発センター
- 三上明音・丸山広・中村太一「オンライングループワーク支援エージェントの提案」電子情報通信学会技術研究報告・KBSE, 知能ソフトウェア工学 108(65)
- 溝上慎一(2007)「アクティブ・ラーニング導入の実践的課題」名古屋高等教育研究 第7号(2007)
- 柳原佐智子(2011)「組織社会化を意識した経営学系科目のPBL」日本情報経営学会誌 Vol.32, No.1
- 山地弘起・川越明日香(2012)「国内大学におけるアクティブラーニングの組織的実践事例」長崎大学 大学教育機能開発センター紀要 第3号
- 山谷清志(2012)『政策評価』ミネルヴァ書房